

栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 平成 27 年 6 月 24 日
栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、栄区制 30 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、栄区制 30 周年を祝い、盛り上げ、栄区全体の一体感を創出するために使用する。

(使用できる者)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 栄区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を栄区が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると栄区制 30 周年記念事業実行委員会事務局長が認めるとき。

(使用期間)

第 4 条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(使用上の遵守事項)

第 5 条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて栄区制 30 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(商品等への使用)

第5条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に栄区制30周年記念事業実行委員会事務局に相談することとする。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークを使用する者が、ガイドラインを遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局長は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局はその責めを負わない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。